

議案第 18 号

令和 8 年度教職員定期人事異動方針について

令和 8 年度教職員定期人事異動方針を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 10 月 20 日提出

刈谷市教育委員会教育長 佐 野 吉 則

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 1 項第 5 号の規定により必要があるからである。

令和 8 年度教職員定期人事異動方針

刈谷市教育委員会

- 1 愛知県教育委員会の人事異動方針を遵守する。
- 2 教科関係・年齢構成・男女比等に配慮し、各校の教職員構成の充実・均衡に努める。
- 3 個々の教員の力量が十分発揮され、活力に満ちた学校経営がなされるように配慮する。
- 4 特別支援教育の充実、広域交流・へき地派遣・特別支援学校への交流派遣を推進する。
- 5 小学校と中学校間の教員の交流を積極的に進める。

承認第 18 号

専決処分について

刈谷市中央公民館長の解職及び任命について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 10 月 20 日提出

刈谷市教育委員会教育長 佐 野 吉 則

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 3 項の規定により必要があるからである。

別紙

専決処分書

刈谷市中央公民館長の解職について、次のとおり専決処分する。

令和7年9月30日

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

刈谷市中央公民館長の解職について

次の者を刈谷市中央公民館長から解職する。

氏 名	住 所

別紙

専決処分書

刈谷市中央公民館長の任命について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

刈谷市教育委員会教育長 佐 野 吉 則

刈谷市中央公民館長の任命について

次の者を刈谷市中央公民館長に任命する。

氏 名	住 所